

観国観第 210 号
令和 7 年 2 月 26 日

中華人民共和国訪日観光客
受入旅行会社連絡協議会 会長

観光庁国際観光部国際観光課長



「中国国民訪日観光旅行の本邦内における取扱旅行会社の指定に係る当面の取扱い
について（新型コロナウイルス関連）（令和 2 年 8 月 4 日付観国観第 52 号）」
の廃止について

昨今のインバウンドの回復状況等を踏まえ、新型コロナウイルス関連の標記通達
は令和 7 年 3 月末日をもって廃止する。

なお、本通達による取扱いは、令和 7 年 4 月 1 日以降になされた申請について適用
し、同日前については、なお従前の例による。